

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 三 宅
日 時	平 成 2 6 年 7 月 1 8 日 (金 曜 日)	開 議	午 後 1 時 3 0 分
		閉 議	午 後 3 時 2 5 分
出 席 委 員	湊 藤 本 並 河 中 村 菱 田 中 澤 石 野 馬 場 < 明 田 議 長 小 島 副 議 長 >		
出 席 理 事 者			
出 席 事 務 局	藤 村 局 長、山 内 次 長、阿 久 根 副 課 長、山 崎 係 長、三 宅 主 任		
傍 聴 者	市 民 名	報 道 関 係 者 名	議 員 名

会 議 の 概 要

1 3 : 3 0

開 議 (湊 委 員 長 あ い さ つ)

[事 務 局 長 よ り 日 程 説 明]

1 議 会 基 本 条 例 の 見 直 し に つ い て

< 湊 委 員 長 >

前 回 に 引 き 続 い て 各 項 目 の 検 討 を 行 う。本 日 は、ス ケ ジ ュ ー ル に 基 づ き、第 3 章 か ら 第 5 章 ま で を 予 定 と し て い る が、状 況 に 応 じ て で き る か ぎ り 進 行 し て い き た い。

第 3 章 市 民 と 議 会 の 関 係 (第 6 条 ~ 第 7 条)

・ 第 6 条 (市 民 参 加 及 び 市 民 と の 連 携)

< 湊 委 員 長 >

事 務 局 よ り 説 明 を。

< 事 務 局 >

1 点 目、第 4 項 に 規 定 す る 請 願 者 等 の 意 見 を 聴 く 機 会 の 確 保 に 関 し て、運 用 基 準 に 基 づ き、こ れ ま で 参 考 人 制 度 の 活 用 を 検 討 し て き た が、費 用 弁 償 の 課 題 を ク リ ア で き な い た め、参 考 人 制 度 は と れ ず、法 的 な 位 置 づ け が 担 保 さ れ な い こ と か ら、希 望 者 に 対 し て 委 員 会 協 議 会 で 発 言 し て も ら う と の 結 論 に 至 り、そ の よ う に 運 用 し て い る。よ っ て、そ の 運 用 に 即 し た 見 直 し を 行 っ て は ど う か 提 案 し た も の で あ る。

2 点 目、第 6 条 で は 市 民 参 加 及 び 連 携 に 関 し て、情 報 公 開、説 明 責 任、参 考 人 制 度 活 用、請 願 者 意 見 聴 取 を 趣 旨 と し て い る が、主 な 取 り 組 み で あ る 市 民 意 見 を 把 握 す る た め の 意 見 交 換 の 場 を も つ 根 拠 と な る も の が な い。よ っ て 第 5 項 と し て、多 様 な 市 民 意 見 を 把 握 す る こ と を 補 完 し て は ど う か 提 案 し た も の で あ る。

< 湊 委 員 長 >

ま ず 1 点 目 に 関 し て 各 委 員 の 意 見 は。

< 馬 場 委 員 >

よ り 正 確 な 規 定 と な る と 思 う。

< 事 務 局 長 >

以 前 の 議 会 運 営 委 員 会 で 請 願 者 の 参 考 人 制 度 活 用 を 協 議 し た 際 に は、費 用 弁 償 を 払 う こ と は 適 当 で な い と の 意 見 が あ り、発 言 を 保 障 す る 規 定 等 が な い こ と か ら、委 員 会 協 議 会 で 発 言 を 求 め る 結 論 に よ り 現 在 ま で 運 用 し て き た も の で あ る。し か し、公

式な発言として委員会記録にも残せないことから、「努めるものとする」を「できるものとする」と条例で定めることにより、正規の発言として保障されるのではないかという考えに基づいている。

< 湊委員長 >

改正案のとおり改正することでどうか。 < 了 >
2点目に関してどうか。

< 中澤委員 >

市民参加・連携に関する規定としては、意見交換会等の取り組みのもととなる直接的な規定がなかった。あえて規定しておくことにより、より充実が図られるのでよいと思う。

< 馬場委員 >

改正案の「市民が議会の活動に参加する機会」とはどのようなことか。具体的に示すべきでは。

< 事務局 >

例えば、「市民との意見交換の場をもつこと」と、具体的に規定を盛り込めればよりわかりやすいものとなるが、第7条に定める議会報告会の規定は、第6条の具体的方策として規定したものであることから、第7条との関連を踏まえ、第6条では、市民が議会の活動に参加する機会の充実として、原則的に規定し、それを受けての議会報告会の見直し、広報に関する規定の見直しをしてはどうかという意図により提案したものである。

< 湊委員長 >

見出しに係る内容として、本来規定しておくべきであったと思われる。改正案の通り追加することでどうか。 < 了 >

・ 第7条（議会報告会）

< 事務局 >

第6条に定める議会の情報公開、説明責任を果たす具体的手段として規定されたものであり、議会審議の経過説明及び市政全般にわたる意見交換を内容としたものであるが、緑風会の意見では、わがまちトークの開催など、議会報告会としての範囲を超えるような多様な場を根拠づけできるよう見直すべきという提案である。実際、現在の取り組みは、意見交換を主体として広聴面を重視した傾向にあることから、議会報告会の規定はより柔軟な運用がとれるよう改めるとともに、第6条で追加した規定を踏まえ、多様な意見交換の場を設けることを新たに規定してはどうか提案したものである。

< 湊委員長 >

条文を改めるべきかどうか。

< 中澤委員 >

第6条と連動しているため、必然的に見直しが伴う項目である。

< 湊委員長 >

改正案の提示はどうか。特に「毎年開催する」についていかがか。

< 馬場委員 >

現行では、「年1回以上」と明確であるが、柔軟性をもたせるため、この程度でよいのではないかと思う。逆に「毎年」を抜くと、4年に1度ペース等になるおそれもある。

< 湊委員長 >

慣れてきたらルーズになることもある。他どうか。

< 並河委員 >

年何回と縛りかけるよりは、とりあえず毎年開催する程度の規定としておくほうがよいと思う。

< 湊委員長 >

改正案のとおり変更することでどうか。

< 中澤委員 >

「意見交換の場を多様に設ける」の「多様」という表現がわかりにくいと思うが。

< 菱田委員 >

第1項では議会報告会の位置付けを規定し、第2項では、それ以外のわがまちトーク等を踏まえた意見交換会等を規定しようとするものである。議会報告会は議会側から報告することを主体としたものであるが、如何に市民意見を集めていくか、議会としては色々な広聴活動の方法があるので、広い意味で「多様に」と表現するほうがよいと考える。

< 湊委員長 >

改正案のとおりでよいか。 < 了 >

第4章 議会と市長等の関係（第8条～第10条の2）

・第8条（議員と市長等の関係）

< 事務局 >

市長等との緊張関係保持の観点から一般質問を規定したものであるが、会議規則においても一般質問の根拠を規定していることから、その方法についても本来ならば会議規則で定めるべきではと提案するものである。基本条例で一般質問を規定する目的は、市政課題の論点等明確化を趣旨とするものであり、そのために一括又は一問一答を手段として規定するものではないと思われる。一問一答制を条例で明示する場合は、市民にわかりやすく、質問の論点明確化のために行う方法として規定すべきであり、現在主流となっていることに対して、会議規則では例外扱いとなっている点も合わせて見直すべきと考える。

< 湊委員長 >

一問一答にこだわる必要はないと思う。よりわかりやすく改めるものとして、方法に関する部分を条文から削ることとして、改正案のとおり変更することでどうか。
< 了 >

・第9条（議会審議における論点の明確化）

< 事務局 >

条文に沿った審議をめざすべきとの意見であるので、条文の見直しではなく、運用面に関する指摘として受け止め、改正案等は提示していない。

< 湊委員長 >

緑風会からの意見であり、提案者の菱田委員の意見は。

< 菱田委員 >

第9条の趣旨に対し、実際は時間的な制約等もあり、踏み込んだところまで議論できていない状況であることから提案した。今後の審議において、条文が生かされるよう、時間組み等を検討していければと考える。

< 馬場委員 >

スタジアム関連等、重要な政策に対して議会にしっかり報告すべきことをこの条文は示している。

< 湊委員長 >

各委員前向きに検討していくことを確認し、今後考えていきたい。この場では次に進行する。

第5章 議会の機能の強化（第11条・第12条）

< 湊委員長 >

特に意見がなかったため、次に進行する。本日はここまでの予定であったが、22日の予定を前倒しして次に進行する。

第6章 議会の運営（第13条～第18条）

・第13条（定例会の回数及び会期）

< 湊委員長 >

提案された会派の説明を求める。

< 菱田委員 >

将来的には通年議会を検討すべきと考えている。第2項により、定例会の招集回数は、別に条例で定めることとなっているので、その中で検討し、通年議会をめざしていきたいという趣旨である。

< 藤本副委員長 >

京都市では通年議会を導入されている。専決等がなくなっていくので、今後めざすべき方向として示したものである。

< 湊委員長 >

条文の内容そのものを見直すものではない。通年議会に関しては、議会活性化に関する特別委員会がないので、議運に諮って議論していくこととなる。現在は、定数・報酬の議論を中心に行っているため、その後随時、提案をいただくことにより議論していければと考えるがどうか。<了>

・第14条（議員間の自由討議）

< 事務局 >

緑風会からは、自由討議ができる土壌づくりが必要という意見を提出されている。条文は、本会議での議案審議においても自由討議を経て議決しなければならないという義務規定となっているが、会議規則上、議案等の審査順序に自由討議の規定はなく、運用基準・申合せにより、本会議を除く委員会等で動議により運用している。本会議での自由討議実施は現実的には困難であることから、めざすべき方向性として、趣旨はそのまま努力規定としてはどうか提案するものである。また、見出しの自由討議という表現に対し、条文中では自由な議論、自由な討議とあいまいなため、表現を整理すべきである。

< 湊委員長 >

改正案の協議の前に、まず自由討議の土壌が必要ということについて、菱田委員の意見は。

< 菱田委員 >

自由討議は動議がないとできないとか、レジメの中に項目として入れられない状況にあるので、もっと積極的に実施していくべきと考えている。先日の総務文教常任委員会のわがまちトークでも自由討議の時間が市民にわかりづらいように感じた。議論する醍醐味である自由討議を充実する方向を示すために提案したものであり、事務局の提案した改正案のとおりでよい。

< 湊委員長 >

改正案のとおりとすることかどうか。〈了〉

・第15条（委員会の活動）

〈事務局〉

1点目、委員会の活動として議案の審査に特化しているが、委員会の活動には、所管事項の調査活動という大きな役割があり、常任委員会の他、議会運営委員会や特別委員会も同様であることから、そのことも盛り込むべきではないか提案したものである。

2点目、第2項では委員会出前講座を位置づけて規定しているが、各委員会ではその自主的な活動により、市民や関係団体との意見交換等、多様に実施されている。議会としては、第6条により市民意見の聴取を原則とする旨を規定するので、本条でさらに規定する必要はないと考え、見直しを提案したものである。

〈湊委員長〉

1点目については、改正案のとおり変更することかどうか。〈了〉

2点目については、説明のとおり削除することかどうか。〈了〉

・第16条（議会広報の充実）

〈事務局〉

本条は、第6条に定める会議の公開に基づいて規定されたものであるが、広聴面を補完した第6条の見直しに伴い、関連して検討を要するものと提案したものである。第1項の趣旨は議案審議の結果等を多様な媒体で提供することであるが、清流会からは、SNS等明記してはどうかという意見が出されている。

現在の取り組みで重視していることは、わかりやすい広報、議会報告会等のような直接的な手段、さらにはSNSによる情報共有の活用等、広報広聴一体の効果をめざしていることであり、その観点から、効果的な広報広聴に取り組むことを趣旨とした条文としてはどうか。

また、第2項は会議傍聴者に関する規定として、傍聴意欲を高める運営に努めることを趣旨としたものであるが、広報の充実として規定するよりも、透明で市民に開かれた議会運営、又は市民参加・連携に関する事項として、第3条又は第6条の運用として整理するか、又はそれらの条項内で規定整備してはどうか。

〈湊委員長〉

まず、SNS等の明記に関しては、「情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段」と表現することについて、清流会としての意見はどうか。

〈中村委員〉

わがまちトークのような直接的な手段やフェイスブックの充実も図られてきていることから、改正案の表現で条文に盛り込むべきと考える。

〈湊委員長〉

今後の新しい技術にも対応できるような表現としている。

〈馬場委員〉

広報広聴の原則は、市民広くに及ぶことであるから、「効果的な広報広聴活動に努めるものとする」の前に、「情報弱者に配慮した」を追加すべきと考える。SNS等についていけない方もあり、そのような方にも議会の取り組みがわかるように努力することを課題として位置付けるべきである。

〈湊委員長〉

弱者という表現よりは、広く市民に向けた表現の方が好ましいと思われる。

〈事務局〉

効果的な広報広聴活動に努める目的を考えると、議会や市政に対する市民の関心を高めることにあるので、そのようなニュアンスで盛り込んでどうか。

< 湊委員長 >

目的を踏まえ、「議会や市政に対する市民の関心を高めるよう、効果的な広報広聴に努めるものとする」とすることでどうか。 < 了 >

第2項については、削除してはどうかと考えるがいかがか。 < 了 >

・ 第18条（議会事務局）

< 事務局 >

本条は、議長の任免権による法務職員の配置や専門性を高めるための措置を想定した議長の努力規定であるが、議会の組織体制に関する規定として、政策形成のほか、議会運営全般の機能向上を図るため、事務局の機能強化に議会全体で取り組む趣旨に見直してはどうか提案したものである。

< 湊委員長 >

各委員の意見は。

< 中澤委員 >

「議会は」とすると、実施する主体が明確でないように思えるがいかがか。

< 馬場委員 >

各条項では、「議会は」としていることから、この条文だけ「議長は」となっていることに違和感がある。議会に事務局を置くとなっていることから、議会の意思として事務局の体制整備を行うことでよいのではないか。

< 石野委員 >

「議会は」とすることでよい。

< 中澤委員 >

事例ではどのようになっているのか。任命権者を外してよいのか。

< 事務局長 >

任命権者は議長であることをもって、あえて「議長は」と規定したものである。ただし、事務局の業務は法務機能の充実だけではなく、議会を円滑、効率的に運営していくためのサポート機能を色々な面でもっていることから、そのことを含め、事務局の存在をもっと明確に示すべきことを考えた。それは、議長に努力義務を課すものではなく、議会全体が事務局とはこういうものであると、議員・職員相互間で合意して充実をめざしていくという方向性を図るものであり、議長の任免とは意味合いが異なっている。

< 湊委員長 >

議長の任免は当然のことである。他どうか。

< 馬場委員 >

「政策の立案機能」はそのまま改正案にも盛り込むべきと考えるが。

< 事務局 >

元々の条文は、「議員の政策形成及び立案を補助する」となっており、その部分を包括する表現として、「議会の政策形成」とし、議員の政策立案から議会としての意思決定の過程までを含めた表現としたものである。

< 湊委員長 >

改正案のとおりとすることでどうか。 < 了 >

第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第19条～第22条）

[意見なし]

第8章 最高規範性と見直し手続（第23条・第24条）

・第24条（見直し手続）

<事務局>

「任期開始後できるだけ速やかに」という部分については、4会派から見直しの時期として適当ではないとの意見が出されている。その中で、市民クラブからは、任期中間年及び最終年の9月定例会で改正案を提案できるよう、2年に1度、定期的な見直しが必要とされ、公明党からは任期開始後に研修の機会を持ち、見直し協議の場は全員協議会で行うべきとされている。

また、「条例目的が達成されているかどうか検討し、」について、手続きとしては、まず目的達成を検証し、その結果に応じて条例見直しを検討することであり、その前提のもと、定期的に検証を行うのか、もしくは不断に検証する中で必要があれば見直しを検討するのか、確認が必要である。また、第3項の提案理由説明は敢えて規定する必要はないと思われるので、この点も含めて協議願いたい。

<湊委員長>

各会派の意見を反映した改正案の提示であるが、その中で不断に検証していくのか、定期的に行うことを規定するのか、意見を。

<馬場委員>

元々の条文が、「できるだけ速やかに及び必要があると認めるとき」となっていることから、「不断に」とすることが適当ではないか。

<中澤委員>

常に行うこととすると、曖昧になってしまうことから、やはり検証する機会を明確に示すべきと考える。

<湊委員長>

実際に今行っていることは、これまでできていなかったから行っているものであり、何もせず満足しておればそのままになってしまう。見直しの申し出に応じて随時行う体制とするならば、不断に行うこととすればよい。中澤委員の意見のように明確に制度化するならば、いつの時期に行うのかを規定するよりは、定期的に行う規定として、運用の中で実施時期を設定できればと考えるがいかがか。

<藤本副委員長>

定期的にと規定することでよいと考えるが、いつの時期にということになるので、運用基準の中で明確にすればよい。また、任期開始後速やかに行う場合は、勉強会をもつこととして、改正してはどうかと考えた。

<湊委員長>

以上の意見を踏まえ、柔軟に対応していけるよう、「定期的に」という表現で整理したいと考えるがいかがか。 <了>

その他、見出しや改正案の内容、第3項の削除についてはどうか。 <了>

その他（新規検討項目）

・正副議長選挙に関する規定

<事務局>

議会の活動原則に基づき開かれた議会運営を推進するため、正副議長の選出過程を明確にすることとして、本会議場で所信表明を実施することを規定化してはどうか、提案したものである。ただし、立候補に関しては公選法の準用がないため、自治法上、所信表明に関係なく全議員が候補者となり、所信表明者以外の投票も有効とな

ることから、誤解を招かないよう本会議運営には留意すべきこと等の課題がある。

< 湊委員長 >

現在、全員協議会で行っている所信表明の場を本会議で行う提案であるが、実質的な質疑ができないおそれがある。どうか。

< 中澤委員 >

所信表明を行わない議員にも投票ができる等、ややこしいことになりかねない。議員の中から選ぶことであるのでよいが、本会議で実施することはいかがかと思う。

< 馬場委員 >

選出過程を明らかにして、説明責任を果たせることからよいことと考える。

< 藤本副委員長 >

議場は、最終的に選挙を行う場であり、その前の所信表明までを本会議で実施すると、実質的に質疑がやりにくい雰囲気があるので、従来どおり、全協の場で所信表明及び質疑を行い、投票に臨むほうがよいと考える。

< 並河委員 >

他市議会の状況はどうか。

< 事務局 >

全国的な流れであるということはない。ただし、議会によってはより透明性を高めることや、市民の関心の高い議長選において、めざすべき議会像を明らかにする観点から、基本条例で規定している例も見受けられる。近隣では、福知山市議会において、所信表明及び質疑を規定した事例がある。

< 湊委員長 >

ほかに意見は。

< 菱田委員 >

開かれた議会を前提に考えた場合、議長選出の過程をより明らかにして説明責任を果たすことができるが、慎重に考えるべきである。

< 藤本副委員長 >

全員協議会室か本会議場のどちらでやるのかの違いだけであるので、一緒くたに取り扱うことなく、最終的に選挙は本会議場でぴしっと決めればよいように考える。

< 石野委員 >

本会議休憩中に本会議場で実施している事例では、中継は行われていないのか。

< 湊委員長 >

本会議場で実施することであるので、当然公開、中継・配信は前提となる。

< 事務局長 >

委員長の意見のとおりであるが、本会議を休憩として中継はそのまま流し、会議録には掲載しないという事例と、本会議で行うものとして会議録にも掲載している事例がある。導入する場合は、本会議で実施して、カメラ、会議録掲載を伴うものとして提案するものである。

< 湊委員長 >

会派持ち帰りのうえ、再度協議することとする。 <了>

・ 附帯決議等に関する規定

< 事務局 >

請願や附帯決議等の実績に基づき、議会の政策提言への対応を提案したものである。議会の意思を実現させるため、また議会の監視機能の強化、市長との信頼関係の観点から、議会の意思決定への尊重を前提として、その事後の対応等について報告を求めることを規定してはどうか。附帯決議を含む決議は事実上の意思表示であり、法的拘束力を持たない。また請願については基本条例第6条で政策提言と位置付け

ており、自治法により処理の結果、結果の報告を求めることができることとされていることから、同様に取り扱うべきと考えるものである。

< 湊委員長 >

各委員の意見を。

< 中澤委員 >

基本的によいことであるが、議会側の責任も重いという認識をもった上で議決しないといけない。十分議論できていない事項を附帯決議にしてしまうことのないよう、しっかり自覚をもつ前提が必要である。

< 馬場委員 >

より緊張感をもって取り組むこととなり、よい条文である。

< 湊委員長 >

改正案のとおり追加したいと考えるがいかがか。 < 了 >

[休憩 14 : 55 ~ 15 : 05]

再開 15 : 05

< 湊委員長 >

次回、22日に引き続き協議予定であった項目についても、1項目を残して一通りできたことから、22日に予定しているその他の案件についても、本日用うこととする。

2 その他

・ 議会だより掲載

< 湊委員長 >

今回発行の議会だよりの特集ページ、議員定数・議員報酬に係る掲載内容について、広報広聴会議から確認を求められている。最終校正の段階であることから、各委員確認し、よければ了解を願いたいとのことである。広報広聴会議委員長の菱田委員の説明を。

< 菱田委員 >

広報部会で作成した原稿であるが、最終段階であることに配慮願いたい。

(各委員確認)

< 湊委員長 >

了解とする。 < 了 >

・ 臨時会について

< 湊委員長 >

臨時会について、議長から説明の申し出を受けている。

< 明田議長 >

市長から相談があり、京都・亀岡保津川公園に係る用地買収の仮契約を7月25～27日の間で一気にいき、地権者との過去の経緯を踏まえ、仮契約完了後はできるだけ速やかに本契約、支払いをしていきたい意向であることから、財産に関する議決案件として、早期に臨時会を開会されることを要望された。議長としてはやむを得ないものと考え、議運でその取り計らいをお願いしたい。

< 湊委員長 >

議長からの申し出を受け、臨時会開会を予定とする。8月11日に招集告示、8月18日午前10時に臨時会開会の日程である。各会派に周知願う。

< 藤本副委員長 >

事務局からの連絡は。

< 事務局長 >

事務局からもメールで連絡する。

< 事務局 >

議会基本条例見直しに係る8月のスケジュールについて、ただ今、8月11日の招集告示日が予定されたので、その議運の場において次回予定している内容を協議事項に追加してはどうか提案する。

< 湊委員長 >

8月11日の議運は、招集告示に係る内容は少しであることから、午前中の時間で引き続き基本条例見直しに係る協議を行いたいと考えるがいかがか。 < 了 >

・定数・報酬について

(1) パブリックコメント募集

< 事務局副課長 >

9月定例会に提案することを踏まえると、パブリックコメントは、8月上旬には実施すべきことから、8月第1週から1カ月間の期間で実施できればと考えている。キラリ亀岡お知らせへの掲載締切の関係上、その期間で実施することについて確認願いたい。

< 湊委員長 >

その期間で実施することで了解願う。 < 了 >

(2) 7月29日議運(参考人)

< 事務局副課長 >

参考人招致に係り、事前に参考人に提供した資料について、各委員確認し当日の議論に活用願いたい。

< 湊委員長 >

参考人に事前送付した資料である。当日の進め方や意見聴取の方法等、特に意見はないか。正副委員長に一任いただくことでよいか。 < 了 >

・わがまちトークについて(広報広聴会議)

< 事務局副課長 >

次回のわがまちトークの開催内容等について、広報広聴会議からの報告である。

< 湊委員長 >

広報広聴会議委員長の菱田委員から説明を。

< 菱田委員 >

新しいわがまちトークの取り組みを検討するため、報告会・わがまちトークを休止していたが、次回の報告会・わがまちトークは、15期議員最後の開催となる。より多くの意見を聴取できる場とし、16期へつなげていきたいと考えている。
(別紙資料に基づき概要説明)

< 湊委員長 >

以上、よろしく願います。

・決算審査(事務事業評価)

< 事務局副課長 >

前年同様の取り扱いで準備を進めている。また、各分科会における事業選定につい

ては8月中に選定願いたい。

<湊委員長>

以上、各分科会において事業選定をよろしく願います。

散会 ~ 15 : 25